

(8) 本人通知制度について

本人通知制度とは 住民票の写し等(本籍、筆頭者記載のもの)や戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録していただいた方に対して、その交付の事実について通知する制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

1. 制度の流れ

事前登録 …通知を希望する方が事前に登録を申し込みます。



代理人・第三者からの住民票等請求 …請求の内容を審査のうえ交付します。



登録者へ通知 …事前に登録された方に交付した事実を通知します。

2. 登録できる人

伯耆町に住民登録や本籍がある方(過去にあった方)

3. 登録方法

登録を希望される方は、本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)をお持ちのうえ、役場本庁舎住民課又は分庁舎分庁総合窓口課で登録の申請をお願いします。(登録は無料です)

【問い合わせ先】

住民課 担当 : 飛田 亜紀絵

電話: 68-3115

FAX: 68-3866